

○山梨県養蜂振興法施行細則

昭和三十年十二月十二日

山梨県規則第五十六号

改正 昭和三十六年三月三十一日規則第一六号

昭和四三年一〇月一日規則第五六号

平成二四年一二月二七日規則第四五号

令和三年七月二一日規則第三五号

令和六年一月二六日規則第三号

〔山梨県養ほう振興法施行細則〕を次のように定める。

山梨県養蜂振興法施行細則

(平二四規則四五・改称)

(目的)

第一条 養蜂振興法(昭和三十年法律第百八十号。以下「法」という。)の施行については、法、養蜂振興法施行規則(昭和三十年農林省令第四十五号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平二四規則四五・一部改正)

(届出書の様式)

第二条 法第三条第一項の規定による届出書は、第一号様式によらなければならない。

(転飼許可申請書の様式)

第三条 施行規則第二条の規定による許可申請書は、第二号様式によるものとし、転飼しようとする場所の管理者の土地貸与承諾書及び転飼場所附近の見取図を添付しなければならない。

(転飼許可証の再交付)

第四条 転飼の許可を受けた者(以下「転飼者」という。)は、許可証を亡失した場合にあつては第三号様式の再交付申請書を、許可証を毀損した場合にあつては当該許可証を添えた同様式の再交付申請書を知事に提出し再交付を受けなければならない。

2 転飼許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見した場合には、その許可証を速かに知事に提出しなければならない。

(平二四規則四五・一部改正)

(転飼成績の報告)

第五条 転飼者は、転飼の終了したときには、直ちに第四号様式による転飼成績報告書を知

事に提出しなければならない。

(身分証明書)

第六条 法第九条第二項の身分を示す証明書は、第五号様式によるものとする。

(平二四規則四五・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 施行規則附則第二項の規定により、施行規則第一条による届出及び第二条による許可申請書の提出期限は、昭和三十年に限り十二月三十一日までとする。

附 則 (昭和三十六年規則第一六号)

- 1 この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。
- 3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和四三年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第四五号)

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第三五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

附 則 (令和六年規則第三号)

この規則は、令和六年二月一日から施行する。

山梨県知事 殿

住所
電話番号（※1）
氏名又は名称及び代表者氏名

蜜蜂飼育届・飼育変更届

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、次のとおり、（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所（※2）	飼育蜂群数
	（うち日本蜜蜂 ）

2 年蜜蜂飼育計画（※3）

飼育場所（※2）	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	（うち日本蜜蜂 ）	1月 1日から 月 日まで
	（うち日本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで
	（うち日本蜜蜂 ）	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・ 法令に基づく場合
 - ・ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で蜜蜂飼育者その他の関係者及び市町村、他の都道府県その他の関係機関の協力が必要な場合

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡を取ることができる携帯電話等が望ましい。
- ※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

山梨県知事 殿

住所
電話番号（※1）
氏名又は名称及び代表者氏名

蜜蜂転飼許可申請書

次のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

転飼しようとする場所（※2）	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・ 法令に基づく場合
 - ・ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で蜜蜂飼育者その他の関係者及び市町村、他の都道府県その他の関係機関の協力が必要な場合

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡を取ることができる携帯電話等が望ましい。
- ※2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者名

転飼許可証再交付申請書

転飼許可証を(亡失・毀損)したので再交付願いたく、山梨県養蜂振興法施行細則第4条の規定により申請します。

転飼許可証 番号	転飼飼養 場所	転飼飼養人 氏名	住所 電話番号	申請理由 (転飼) 等
山梨県知事 殿	山梨県 市	(姓 名)		
山梨県知事 殿	山梨県 市	(姓 名)		
山梨県知事 殿	山梨県 市	(姓 名)		

山梨県知事 殿、この申請書は、山梨県養蜂振興法施行細則第4条の規定により、転飼許可証を(亡失・毀損)したので再交付を申請するものです。

申請書に記載の事項は、以下のとおりです。

1. 転飼許可証番号: ()

2. 転飼飼養場所: ()

3. 転飼飼養人氏名: ()

4. 住所: ()

5. 電話番号: ()

6. 申請理由: ()

以上を記載し、申請します。

山梨県知事 殿

()

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

転飼成績報告書

山梨県養蜂振興法施行細則第5条の規定により次のとおり報告します。

飼育場所	蜂群数	転飼期間	採蜜量	採ろう量	蜜源及び流蜜の状態	摘要
	(うち日本蜜蜂)					
	(うち日本蜜蜂)					
	(うち日本蜜蜂)					

第5号様式(第6条関係)

(表)

9 センチメートル	第 号	写真 縦 3.0 セン チメートル 横 2.5 セン チメートル 印
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
	養蜂振興法第9条第1項の 規定により立入検査をす る職員の身分証明書	
	年 月 日交付	
	(有効期間 年)	
	山梨県知事 印	
	12 センチメートル	